

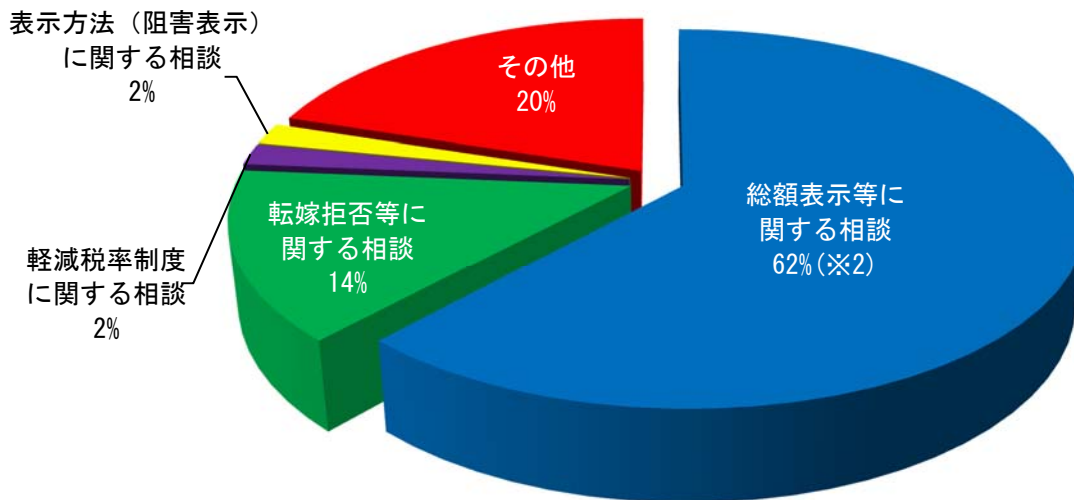
## 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 28 年 10 月(10/1～10/31)の相談対応状況は以下のとおり。

### 1 相談件数

10 月の相談件数：電話 49 件、メール 6 件

【相談内容（全 55 件）の内訳（※1）】



### 2 相談例

#### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 消費者です。飲食店にて税抜価格 399 円の料理を注文したところ、精算時に 431 円請求されました。以前は 430 円だったため、店に確認したところ、1円未満の端数は四捨五入する方法に変更したとの説明がありました。1円未満の端数処理の方法について、法律などで定められていないのでしょうか。

A. 税抜価格を基に支払総額を計算する際の1円未満の端数について、どのように処理（切上げ、四捨五入又は切捨て）を行うかについては、それぞれの事業者の判断に委ねられています。

Q. 事業者です。10,800 円（税抜価格 10,000）や、10,000 円（税込価格 10,800 円）といった表示方法は、消費税転嫁対策特別措置法の失効後も認められるのでしょうか。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 0 件

※2 うち総額表示に関する相談が 18%、消費税一般に関する相談が 82%

A. 消費税法では、課税事業者が消費者に対して商品の販売等の取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合、商品に係る税込価格の表示(総額表示)を義務付けることを規定しています。この総額表示義務については、適用期限は設けられておりません。

御質問の2つの例示は、税込価格と税抜価格が併記されており、いずれもこの総額表示義務を満たすものです。そのため、このような表示は消費税転嫁対策特別措置法の失効後も認められます。

## ○ 表示方法（阻害表示）に関する相談

Q. 消費者です。飲食店の新聞折込広告に、「こちらの切り取りをご持参で消費税サービス」と記載されていました。このような表示は、特措法上問題とならないのでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法第8条第1号では、「消費税サービス」や「消費税はいただきません。」などの、あたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれのある表示を禁止しています。

消費税価格転嫁等総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為について、相談者の御意向により、センターから担当省庁へ通知していますので、もし、このような表示を御覧になった場合には、消費税価格転嫁等総合相談センターに御連絡ください。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610